

医師採用経費支援事業補助金 Q & A

問 1 代表者の親族（兄弟姉妹や子など）を採用した際も補助対象となるのか

答 1 代表者の親族の採用など、採用活動に経費が発生しない場合は補助の対象になりません

問 2 大学医局からの人事異動等に伴う採用・派遣・配属・異動等に伴う経費は補助対象となるのか

答 2 補助の対象になりません

問 3 系列関係にある県外の医療機関からの採用・派遣・配属・異動等に伴う経費は補助対象となるのか

答 3 補助の対象になりません

問 4 本補助金について、交付決定日以降から新たに医師を採用決定した日までに要した経費を補助対象としているが、4月1日採用予定の対象医師がいる場合について、

①新たに採用決定をした日とは何時になるのか

②補助対象となる経費の具体例はなにか

③補助申請の時期はいつまでか。

答 4—①新たに採用決定をした日として、例えば医療機関から採用予定者に対し内示を行った日が考えられます。

答 4—②補助対象経費としては、人材紹介事業者への仲介手数料や求人広告費、採用予定医師の病院見学等に係った経費等が補助対象経費になり得ると考えられます。

答 4—③実際に採用活動を実施する前までに申請ください。

例) 令和6年4月1日採用となる医師について、採用決定をした日（内示日）が令和6年3月31日より前に行われている場合、令和5年度分の補助対象となります。

問5 産科、小児科であれば、医師少数区域以外の医療機関でも対象となるのか

答5 対象となります